

令和2年7月10日

各都道府県消防防災主管部長 殿

内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（調査・企画担当）
消防庁国民保護・防災部防災課長

「避難の理解力向上キャンペーン」に係る情報発信について

平素より、防災行政の推進に御尽力いただき、厚く御礼申し上げます。

この度の令和2年7月豪雨においては甚大かつ痛ましい被害が生じましたが、関係都道府県の皆様におかれましては、災害発生から現在に至るまでご尽力されていることに対し、深く敬意を表します。

先般、「避難の理解力向上キャンペーン」の実施等について（通知）（令和2年4月21日付け府政防第819号・消防防第72号）の1. 避難の理解力向上キャンペーンの取組及び2. 災害時の情報伝達の改善の取組の中で、「『避難』とは『難』を『避』けることであり、安全な場所にいる人は避難場所に行く必要がない」こと、「安全な親戚・知人宅も避難先となり得る」こと等について住民の理解を促すとともに、避難情報発令対象区域の住民全員が避難することと誤解されないよう警戒レベル4では「危険な場所から全員避難」と補足的な呼びかけを行うこと等について通知したところです。

今後、災害時に住民がとるべき行動について登録制メール、緊急速報メール、各種SNS等で情報発信する際にも、上記キャンペーンの趣旨を踏まえ、例えば、以下のような表現による情報発信や、避難に関する理解促進のための情報提供をするようお願いいたします。

貴職におかれましては、管内市町村に対して周知いただくとともに、今後の住民の避難対策に万全を期していただきますようお願いいたします。

（メール等文例）

- ・ 警戒レベル4でとるべき行動は「危険な場所から全員避難」
（「全員避難」という4文字の単独表現は可能な限り使用しないようにしてください）
- ・ 警戒レベル3でとるべき行動は「危険な場所から高齢者等避難」
- ・ 「避難」とは「難」を「避」けることであり、安全な場所にいる人は、避難場所に行く必要はない
- ・ 避難先は小中学校・公民館だけではなく、安全な親戚・知人宅に避難することも予め検討すべき 等

<問合せ先>

- 内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（調査・企画担当）付
菅（すが）風水害対策調整官、長野主査
TEL：03-3501-5693 FAX：03-3501-6820
- 消防庁国民保護・防災部防災課
神田災害対策官、亀田係長
TEL：03-5253-7525 FAX：03-5253-7535